

監査結果報告書の概要

平成31 監査年度 第2回

1. 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかなどに着眼して、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2. 委員監査実施日

令和元年11月7日～令和2年1月21日

3. 監査対象機関

	H31監査年度(第2回)		H30監査年度(第2回)	
	本庁	出先機関	本庁	出先機関
定期監査	1	87	3	86
定期監査計	88		89	
財政援助団体等の監査	10		7	
合計	98		96	

4. 監査の結果

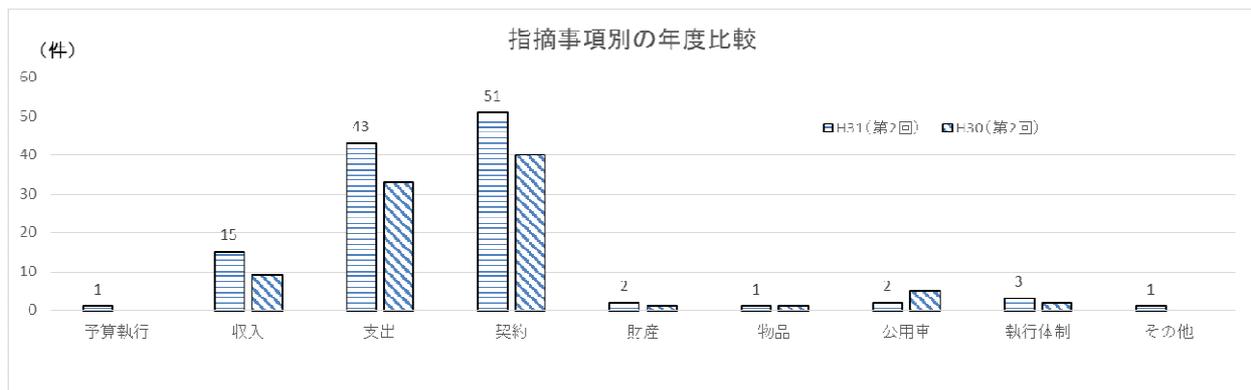
(1) 定期監査の指摘事項等の件数

	H31監査年度(第2回)			H30監査年度(第2回)		
	本庁	出先機関	計	本庁	出先	計
指摘等	0	119	119	0	91	91
1所属あたり件数	0.00	1.37	1.35	0.00	1.06	1.02

(内訳)

	予算執行		収入		支出		契約		財産		物品	
	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30
指摘	0	0	9	7	28	20	46	34	1	1	0	1
注意	1	0	5	2	15	13	5	6	1	0	1	1
意見	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	15	9	43	33	51	40	2	1	1	2

	公用車		執行体制		その他		計	
	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30
指摘	2	3	3	1	1	0	90	67
注意	0	1	0	1	0	0	28	24
意見	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	2	4	3	2	1	0	119	91



(2) 財政援助団体等における指摘事項等

	指摘	注意	意見	計
出資団体	0	0	2	2
財政援助団体	0	0	1	1
指定管理者	0	0	0	0
計	0	0	3	3

(3) 主な指摘事項

- 収入・・・行政財産使用料の調定事務の遅延、産業廃棄物税の徴収不足等
- 支出・・・支出負担行為の遅延、通勤手当の誤支給等
- 契約・・・支出負担行為及び契約書の作成の遅延、修繕業務に係る過払い等
- 財産・・・かい長へ事務委任されていない占用許可等の更新
- 公用車・・・公用車使用中の事故

(4) 事務の執行を改善する観点から検討を求めた主な意見事項

- 収入・・・現金収納手続の厳格な運用を求める意見

5. 監査結果の総括

- 指摘内容の共通した原因は、財務事務等を担当する職員の知識及び事務処理ノウハウの不足、並びに所属長が決裁する過程等における内部チェックの不足が考えられる。複数人によるチェック体制が機能していたならば、防ぐことが可能であった。
- また、監査重点事項において、支出負担行為を行った時期について、調査をしたことにより、「支出負担行為及び契約書作成の大幅な遅延」が多数認められた。
計画的な事務処理と適正な進捗管理を行うとともに、遅延しても日付を遡ること
で良しとする職場風土の改善や適正な契約事務を行うよう職員への意識付けが大きな課題である部統制に関する取組を充実させるよう指導していくことが必要である。